



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 沖縄県景観形成審議会規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）	1
<b>告 示</b>	
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	1
○ 漁業の免許の決定（水産課）	1
<b>公 告</b>	
○ 沖縄県酪農及び肉用牛生産近代化計画の概要（畜産課）	2
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課）	10

## 規 則

沖縄県景観形成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年9月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第42号

#### 沖縄県景観形成審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県景観形成審議会規則（平成6年沖縄県規則第63号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第30条第6項」を「第27条第6項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第431号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、国頭加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成23年9月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第432号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり漁業の免許をした。

平成23年9月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 特定区画漁業

(1) 漁場番号、免許番号並びに漁業権者の所在地及び名称 別表1のとおり

(2) 制限又は条件

ア 標識を設置しなければならない。

イ 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

(3) 他の免許内容 平成23年5月31日付け沖縄県告示第318号で公示したとおり

2 定置漁業

(1) 漁場番号、免許番号並びに漁業権者の所在地及び名称 別表2のとおり

(2) 制限又は条件 標識を設置しなければならない。

(3) 他の免許内容 平成23年5月31日付け沖縄県告示第318号で公示したとおり

別表1

漁場番号	免許番号	所在地	名称
特区第376号	特区第376号	沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋217番地の30	伊平屋村漁業協同組合
特区第377号	特区第377号	沖縄県国頭郡伊江村字川平498番地	伊江漁業協同組合
特区第378号	特区第378号	沖縄県国頭郡伊江村字川平498番地	伊江漁業協同組合
特区第379号	特区第379号	沖縄県国頭郡伊江村字川平498番地	伊江漁業協同組合
特区第380号	特区第380号	沖縄県沖縄市泡瀬一丁目11番28号	沖縄市漁業協同組合
特区第381号	特区第381号	沖縄県島尻郡座間味村字座間味94番地	座間味村漁業協同組合
特区第382号	特区第382号	沖縄県宮古島市平良字池間90番地の1	池間漁業協同組合
特区第383号	特区第383号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合
特区第384号	特区第384号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合
特区第385号	特区第385号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合
特区第386号	特区第386号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合
特区第387号	特区第387号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合
特区第388号	特区第388号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合
特区第390号	特区第390号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合
特区第391号	特区第391号	沖縄県宮古島市平良字荷川取593番地の5	宮古島漁業協同組合

別表2

漁場番号	免許番号	所在地	名称
定置第13号	定置第13号	沖縄県国頭郡国頭村字辺戸名264番3地先	国頭漁業協同組合

公 告

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定により作成した沖縄県酪農及び肉用牛生産近代化計画の概要は、次のとおりである。

平成23年9月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農・肉用牛生産の役割・機能

本県の畜産は、温暖な自然特性を活かし、自給飼料生産による土地の有効活用が可能である肉用牛を中心に農業の基幹部門として発展してきた。平成20年における農業産出額は920億円で、うち、畜産産出額は354億円で全体の約4割を占めている。畜産部門における産出額の割合は、肉用牛が約40パーセント、乳用牛が約10パーセントであり、両畜種で約半分を占めている。

一方、本県の畜産を取り巻く状況は、WTO（世界貿易機関：World Trade Organization）農業交渉、TPP（環太平洋パートナーシップ：Trans-Pacific Partnership）協定への参加検討や、EPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）交渉の進展などに伴う乳製品や牛肉等における大幅な関税引き下げのおそれがあることや、飼料価格高騰、牛乳消費量の減少及び後継者不足等非常に厳しいものがある。

こうした状況の下、本県の畜産における酪農と肉用牛の重要性に鑑み、国際化の進展への対応や自給飼料基盤に立脚した足腰の強い経営体の育成、消費者の安全・安心の確保等を図り、積極的にその振興に努める必要がある。

酪農は、牛乳・乳製品の供給により県民の食生活の向上に大きく寄与していることから、今後の需要の動向に即した生産振興に積極的に取り組んでいくとともに、経営の安定を図る上で飲用牛乳消費量の回復に努めていく必要がある。また、これまでの輸入飼料依存体質から自給飼料の利用促進や地域資源を活用した飼料の確保に努め、生産コスト低減による適正価格での生乳の安定供給体制の確保を推進していく必要がある。

肉用牛は、繁殖経営においては子牛生産基盤の拡大や育種価を活用した優良繁殖雌牛群の整備を推進し、肥育経営においては枝肉成績等の繁殖経営へのフィードバックや子牛販売価格の安定化を図るため、県内地域一貫生産の推進を積極的に取り組んでいく必要がある。特に、肥育牛は、県内と畜後において、これまでの枝肉流通から部分肉流通への転換を推進し、流通コスト低減や牛肉加工品による6次産業化を進め産地競争力の強化に努めるとともに、地産地消への取り組みを推進する。

また、本県の肉用子牛生産は、その約8割を農業生産条件の厳しい離島地域が占め、地域経済を支える極めて重要な換金作物となっていることから、定住化の推進や国土の保全などに大きく寄与しており、今後とも島しょ性からくる生産不利条件の克服に向けた取組への支援に努めるとともに、価格安定制度の積極的な活用等により肉用牛の振興を図っていく必要がある。

## 2 6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換

### (1) 生産から加工・販売までを取り込んだ6次産業化の取組等による酪農及び肉用牛経営の所得向上

酪農及び肉用牛生産の産業としての持続性を確保するためには、6次産業化の取組等により、所得の増大を図る必要がある。このため、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある酪農及び肉用牛経営において、加工や直接販売等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する6次産業化の取組を支援することにより、生産・加工・販売の一体化による付加価値の向上を推進する。

肉用牛が牛肉になるまでには、と畜、枝肉の処理・加工といった段階があり、専門の施設や技術を要することから、様々な部位や副産物を積極的に利用するためには、生産者団体が外食産業や観光産業等とも連携して、産地単位の商品開発や販路拡大等の取組を行うことも重要である。

また、需要に即した生産や地域ブランド化等により販売価格を高める取組や、これまで輸入品により手当てされていた加工品等への国産畜産物の利用拡大や輸出の促進による販売量の拡大を促進する必要がある。

酪農については、指定生乳生産者団体の機能強化や、酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態にも配慮した乳業メーカーの工場再編・統合等により、生乳取引の公正性・透明性を確保しつつ、適正な価格転嫁を図るための交渉力を向上させることが重要である。また、指定生乳生産者団体における生乳取引等の状況を検証し、生産者自らが加工や販売等の取組が行えるよう、生産者の創意工夫をより活かせる仕組みを検討する。さらに、所得の増大を図るためには、これらの取組と併せて、自給飼料の利用拡大、飼養管理技術や家畜の能力向上、規模拡大等による生産コストの引下げを推進していくことも必要である。

### (2) 需要に即した生産の推進と販売・出口戦略の構築

#### ア 需要の把握

人口構成の変化や健康志向の高まり等を踏まえ、消費者ニーズ等の需要をきめ細かく把握し、潜在的な需要を発掘するとともに、これらに即した生産を行っていくことが重要である。

#### イ 販売・出口戦略の構築

国内においては、飲用牛乳や食肉について、消費が減退している状況等を踏まえ、輸入から国産への転換等の観点から、需要が見込まれる品目や海外向けに多様な販売先、出口を確保することが重要である。

#### ウ 生乳の需給調整

生産者団体による生乳や牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析や、生産者に対するこれら情報の提供等を通じ、生産者、乳業メーカーが、需要に応じた生乳や牛乳・乳製品の生産の徹底を図っていくことが重要である。

#### エ チーズ向け生乳供給の拡大等

国産チーズ向け生乳の供給拡大に対する支援を行い、生乳生産の維持・拡大を図っていくことが重要である。また、輸入品との競合度合いが小さい生クリーム等の液状乳製品については、新鮮さや風味の良さ等国産品の優位性を活かしながら、引き続き需要の拡大を図っていくことが重要である。

オ 脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換

適度な脂肪交雑の和牛肉等の生産を促すとともに、「おいしさ」等を指標とした研究や改良を進める。また、こうした牛肉の販路の確立を図る必要がある。

(3) 酪農及び肉用牛生産における多様な経営の育成・確保

ア 酪農及び肉用牛生産における多様な経営の確保

本県の酪農及び肉用牛の生産基盤を維持していくためには、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある経営を育成・確保していくことが必要である。このため、規模拡大による効率化のみを追求するのではなく、加工・販売といった6次産業化への取組を含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組を行い、経営体質を強化していくことが重要である。

イ 酪農及び肉用牛生産への担い手の育成・確保

将来を担う後継者の育成・確保を図るため、担い手の育成及び新規就農者等への就農相談・支援活動を強化するとともに、就農支援資金等の活用や技術習得のための研修の実施など推進体制の強化を図る。同時に家族経営協定締結の普及促進等により生産技術や経営能力を高め、経営に積極的に参画する女性を育成し、男女共同参画を推進する。

また経営の高度化を図るために必要な情報収集、分析結果の提供等については、関係機関・団体においてデータベースやネットワークの充実を図り、生産現場において利用しやすい体制を推進する。

(4) 酪農及び肉用牛経営におけるコスト低減・省力化

ア 飼養管理技術等の高度化及び自給飼料中心の給与体系への転換

生産コストの低減や省力化のためには、飼養管理技術等の高度化及び自給飼料中心の給与体系への転換が不可欠である。そのため、コントラクターやTMRセンター等、地域特性に応じた飼料生産基盤を拡充整備する。また、耕種部門との連携を促進し、さとうきび梢頭部等の農業副産物の有効活用を図るとともに、生産者の主体的取組を基本として関係機関、団体の指導と協力の下に、生産コストの低減の取組を図る。また、生産経営管理技術の改善、新技術や効率的な生産方式の導入等を推進し、経営感覚に優れた経営体の育成・強化を図る。

酪農においては、飼養規模や飼養管理方式〔フリーストール（フリーバーン）・ミルクングパーラー方式、スタンション方式〕に応じて、自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。

肉用子牛生産においては、繁殖雌牛の妊娠ステージに応じた適正な栄養管理、適度な運動、確実な発情の発見による適期授精を通じ1年1産の実現や生産された子牛の事故率低下に努めるとともに、肉用牛肥育においては、できるだけ早期から個体の能力に応じた効果的な肥育に努め、肥育期間の短縮を一層推進する。

イ ヘルパー等支援組織の育成

酪農及び肉用牛経営におけるヘルパー等の支援組織は、畜産農家の労働負担の軽減や就業者の傷病時における経営継続等の面で大きな役割を果たしており、新規就農者の育成・確保や生産基盤の維持・強化にも資するものであることから、こうした支援組織の充実・強化を推進する。

ウ 規模拡大

生産コストの低減や省力化に当たっては、多様な経営が、それぞれの経営形態に応じた取組を行う必要があるが、飼養規模の拡大は、1頭当たり労働費の低減を図る手段となる。とりわけ、1戸当たり飼養頭数が依然として少なく規模が零細である肉用牛繁殖経営においては、規模拡大による生産コストの低減を図ることが必要である。

(5) 家畜改良や畜産新技術の開発・普及等による生産性の向上

乳用牛の改良については、牛群検定の実施率の向上等による乳量の向上を基本としつつ、泌乳持続性（泌乳ピーク時の乳量を持続する能力）に着目した改良を推進することによって、粗飼料利用性（摂取した粗飼料を効率的に畜産物の生産に利用できる能力）を高める。また、繁殖性（効率よく妊娠し分娩する能力）の向上等を通じて生涯生産性の向上を図る。併せて、長命連産性との関係が明らかな乳器及び肢蹄の改良による生涯生産性の向上にも努める。

肉用牛の改良については、現状の脂肪交雑を維持しつつ、早期に十分な体重に達し適度な脂肪交雑が入り、飼料利用性が高いといった種畜の改良を進め、繁殖性に優れ、生涯生産性の高い繁殖雌牛の選抜利用を推進する。また、こうした遺伝的能力を十分に発揮するための適切な飼養管理技術の改善による事故率低下、肥育期間の短縮等を推進する。

新技術の開発・普及については、新たな改良手法の開発や新技術の活用に努めるとともに、基本的な繁殖・飼養管理技術の高位平準化への取組を推進する。また、クローン技術やDNA解析技術、雌雄産み分け技術等のバイオテクノロジー技術の開発・普及については、安全性の確認や消費者への情報提供を図りつつ推進する。また、搾乳ロボット・ほ乳ロボット等のハイテク技術を用いた飼養管理技術や放牧技術等の飼料生産技術の開発・普及についても、設備投資や保守点検に要するコストに配慮しつつ、推進する。

(6) 家畜衛生対策の充実・強化等

口蹄疫等の家畜伝染病や人獣共通伝染病の発生を防止するため、関係機関の連携を強化し、「飼養衛生管理基準」（家畜所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準）の遵守による家畜伝染病の侵入を防止する。また、生産段階における衛生管理の強化及びHACCP（農場HACCP）の普及等の取組を推進する。

畜産物の消費者に対する安全と消費者の信頼を確保するため、飼料、飼料添加物、農薬、動物用医薬品等の適正使用を推進するとともに、牛乳・乳製品については、乳業工場における製造過程でのHACCP手法の導入や適切な温度管理や記録管理に努めるよう指導する。

食肉については、と畜場法令に基づいた衛生管理基準の遵守等HACCP手法を取り入れた衛生的な食肉処理を推進する。特に牛肉については、家畜個体識別事業の飼養管理情報提供システムによる飼養管理情報の提供に努める。

(7) 畜産物の高付加価値化・ブランド化

機能性成分等、新たな価値を付加した商品の開発・普及

飼養管理新技術の導入や地域資源等を活用することにより、機能性成分の含有量を高めた牛肉等、従来の畜産物に新たな価値を付加した特色ある商品を開発するとともに、PRや認証制度の活用によりその普及を図る。

(8) 畜産物の輸出の促進

ア 畜産物のPRの推進

輸出拡大を図るためには、海外の消費者に対し、品質や安全性等国産畜産物を積極的にPRすることが重要であることから、サテライトショップや直営店の開設等を通じ、民間企業等と協力した取組を推進する。特に、中国本土、香港、台湾等の近隣諸国・地域における品質や安全性に関心の高い富裕層に向けた畜産物の輸出拡大に向け、その価値を海外にPRするなど、輸出の促進に努力する。

イ 国産畜産物の品質や安全性の向上

牛肉等を輸出するためには、相手国・地域が求める衛生条件等に応じた加工処理施設の整備が必要な場合があることから、そのような衛生条件等の輸出認定基準に適合した施設整備を推進する。

3 資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換

(1) 自給飼料の利用拡大等

消費者への安全・安心な畜産物の供給や飼料自給率の向上を図るには、安全な自給飼料で家畜を健康的に飼養することが最も重要である。また、それは経営の安定化や食料自給率の向上及びたい肥還元による資源循環型畜産の確立にも資するものである。そのため、草地造成・整備による草地面積の拡大や生産性の向上、飼料生産等を担うコントラクターの育成・強化及び低・未利用地や耕作放棄地への放牧利用などにより自給飼料基盤に立脚した土地利用型畜産経営の育成を推進する。

(2) 農地や未利用地の有効活用等

ア 草地基盤整備、優良品種の開発・導入等による効率的生産

草地基盤整備や草地更新のほか、優良品種の導入等の飼料生産技術の向上を推進し、単収の向上や土壌改良等による効率的かつ安定的な飼料生産を実現するとともに、栄養価等の品質の向上を図る。また、多収性や持続性に優れる優良品種や効率的な飼料生産利用技術の開発・普及を推進する。

イ 耕畜連携による資源循環

さとうきび等休閑期を利用したソルガム等の飼料作物作付による耕畜連携を強化し、地域での飼料

生産やたい肥利用を促進する。その際、たい肥の需要者である耕種農家のニーズを的確に把握し、ニーズに即したたい肥を生産・供給するとともに、地域における関係団体の連携強化等、耕畜連携を強化する。

#### ウ 未利用地等の活用

土地の有効活用による自給飼料の生産拡大を図るため、牧草地での放牧と併せ、野草地等の低・未利用地や耕作放棄地等の利用など地域の実情に応じた放牧を推進する。

- (3) コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の活用（飼料生産支援組織の育成及び高度化）  
畜産経営の高齢化に伴う労働負担の軽減や自給飼料の生産拡大を図るためには、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産支援組織を活用し、飼料生産の外部化を一層推進することが重要である。地域における飼料生産、たい肥処理利用、TMR調整等を担うコントラクターやTMRセンターの育成・強化・法人化等による経営の高度化を推進する。

- (4) 新たな飼料資源の利用拡大

飼料自給率の向上、酪農及び肉用牛経営における飼料費の低減を図るには、自給飼料の増産に加え、さとうきび梢頭部や稲わら等の農場副産物等の資源活用が重要であり、コントラクター等飼料生産支援組織を活用した利用拡大を図る。

また、地域の食品産業との連携を強化し、ビール粕やとうふ粕等食品残さ等の飼料化可能な資源を有効利用したエコフィードを推進し、さらに、食品残さ等の効率的な収集及び品質の安定のために、TMRセンター等を活用した取組を推進する。

- (5) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

#### ア たい肥の自給飼料生産への利用

家畜排せつ物の有効な利用による資源循環型畜産を推進することは、食料自給率の向上や耕地における窒素収支の改善の観点からも重要である。このため、家畜排せつ物由来のたい肥を活用した資源循環型の自給飼料生産の一層の強化を図る。

#### イ 耕畜連携の強化によるたい肥利用の促進

耕畜連携の強化を通じ、地域としてたい肥の利用が促進されるよう推進していくことが重要である。このため、たい肥の品質向上やペレット化、コントラクターの育成、耕種地域におけるたい肥の調製・一時貯蔵等を通じ、たい肥の生産・運搬・散布の円滑化を図る。

#### ウ 耕種農家のニーズに合ったたい肥生産

たい肥生産者が、需要者のニーズを的確に把握し、そのニーズに即してたい肥を生産・供給できるよう指導者の育成を図る。

- (6) 畜産経営に関する排水対策・悪臭防止対策

#### ア 排水・悪臭への対応

畜産経営に起因する苦情の内容の多くは、悪臭や水質汚濁関連となっており、酪農及び肉用牛経営の規模拡大や地域における混住化が進行する中で、これらの畜産環境問題に対して適切に対応することは、畜産業の健全な発展とともに、大気・水・環境の保全を図る上で必要であり、排水対策等への支援を講ずる。

#### イ 水質汚濁防止対策

畜産経営から排出される汚水には、窒素やリン等が多く含まれ、地下浸透や公共水域に流出した場合には、水質汚濁の原因ともなり得ることから、環境関係法令を遵守し、適切な処理を行うことが必要であり、経営規模や地域の実情に応じて、液肥利用等による適正な農地還元や、汚水処理施設の整備とその適切な運転管理を推進する。

#### ウ 悪臭防止対策

畜産経営に起因する悪臭の軽減を図るため、家畜排せつ物の適正な管理の徹底や畜舎環境の改善等の取組を推進する。

## 4 消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産における食育の推進

- (1) 畜産物に係る安全と信頼の確保

#### ア 産業動物獣医師等の養成・確保

本県の獣医師が口蹄疫等の家畜の伝染性疾病に的確に対応できるようにするため、緊急時の防疫指導に係る知識や技術等の修得を図る機会を増大し、サーベイランスにおけるデータ収集・処理、緊急

時の防疫指導を実践する獣医師の養成を推進する。

イ 飼養衛生管理の向上

安全な畜産物を安定的に供給するため、「飼養衛生管理基準」の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾病の発見・予防対策を推進する。また、農場において、有害微生物等による人の健康に影響を与えるリスクを低減し、畜産物の安全性を一層確保するため、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元の獣医師等地域が一体となって農場HACCPの普及・定着を推進する。そのため、農場指導員の養成や取組農場の認証等に取り組む必要がある。

ウ 加工食品の原料原産地表示

加工食品に対する消費者の選択に資するなどの観点から、加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大を着実に推進する。

(2) 多様化する消費者・実需者ニーズを捉えた畜産物の消費拡大

ア 健康志向、高齢化等を踏まえた消費者・実需者ニーズの把握

消費者のライフスタイルの変化や健康志向の高まり、環境への配慮等といった多様なニーズに応える一方、加工用・業務用等の新たに拡大する用途・需要にきめ細かく対応するため、消費者・実需者のニーズを把握することが重要である。このため、食品産業との連携を強化することや、各団体が行っている消費者ニーズに関する調査等について、その内容や方法を検証すること等により、消費者ニーズを的確に捉え、これを消費拡大の取組に反映していくことが必要である。

イ 地産地消の推進

生産者、農業団体と実需者である学校給食や社員食堂、外食・中食事業者等との連携を通じた地場畜産物の利用を拡大する。

(3) 畜産における食育等の推進

消費者の健康で豊かな食生活に資するため、牛乳・乳製品及び牛肉等に関する情報の提供及び知識の普及並びに表示の徹底や適正化を推進する。

また、生産現場における生産者と消費者との交流、教育関係機関との連携による地域の食材等を活用した学校給食の実施、農場や公共牧場における家畜とのふれあい等を通して、「食」や「生命」、「心」に関する教育の支援や、農業生産現場及び畜産物についての理解の増進を図る。

さらに、牛肉のトレーサビリティシステムを活用した飼料給与に関する情報提供により、消費者の県産牛肉に対する安全性と信頼性を確保する取組に努めるよう関係機関を指導する。

特に、自給飼料を多給した安全・安心な畜産物を提供するため、資源循環型の大家畜生産の振興を図るとともに、消費者等との提携の下に、これら畜産物が適切に評価される生産・流通システムの構築を推進する。





大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目1400番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社JPDダイレクト 東京都千代田区内神田三丁目2番8号 取締役 栗国正樹
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年9月2日から同年10月2日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
-------------------------------------------	-------------------------------------------